

郵送で脱退手続をされる方へ

脱退後の保険料について

年度途中で国民健康保険を脱退した場合は、脱退までの加入期間に応じ、月割によって保険料を計算します。このため、既にその年度の保険料の納入通知書が送付されている場合は、保険料を月割により再計算することとなります。再計算後の保険料の金額については、脱退の手続きをした翌月に送付する納入通知書（兼更正通知書）によりお知らせ致します。^{※1}

この場合、納める必要がある保険料が残っている場合は、納付書を同封しておりますので、指定の期日までにお納めください（口座振替の場合は同封されていません）。逆に納め過ぎた保険料がある場合は還付^{※2}いたします。

なお、納入通知書（兼更正通知書）が送付されるまでの間に納期が到来する保険料については、そのままお納めいただくようお願いいたします。

※1 年度における年間保険料は毎年7月に決定及び通知をしています。それより前に脱退の手続きをした場合は、あらかじめ月割で保険料を計算したうえで、7月に納入通知書が送付されます。

※2 還付となる場合は、後日、還付の案内が送付されます。送付された案内に従い手続きをしてください。

注意事項

- ・ 郵送された書類に不備がある場合は、返送させていただきます。訂正後に改めてご提出ください。
- ・ 納期を過ぎた未納の保険料がある場合は、郵送での脱退手続は出来ません。郵送された場合は返送させていただきます。未納の保険料を納めたうえで改めて郵送していただくか、窓口にてお手続きをしてください。